任意継続被保険者資格喪失申出書

西武健康保険組合理事長　殿

被保険者欄	健康保険被保険者証の	記　号		番　号		健保組合
	フリガナ					常務理事
	氏　名					
	生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日		性　別	男　・　女	事務長
	現住所	〒　　－　　※マンション・アパート名も記入				
	電話番号	－　　－				

下記の事由に該当するため、申出いたします

			資格喪失証明書の有無	備　考	
資格喪失事由 ①から④の該当する□内に✓を付けてください。	①　□ □	国民健康保険加入のため 家族の被扶養者になるため	⇒被保険者証等を回収後に資格喪失証明書を交付	★西武健保が受理した日の属する月の翌月1日が資格喪失日となる。	取扱者
	②　□	再就職したため	⇒資格喪失証明書は交付しない	★就職先の被保険証の写しを提出。（被扶養者分含む） 就職先の資格取得日が西武健保の資格喪失日となる。 ※西武健保加入事業所の場合は写しは不要。	
	③　□	被保険者が死亡したため	⇒被扶養者がいる場合は資格喪失証明書を交付	★死亡日の翌日が資格喪失日となる。	
	④　□	65歳～74歳で障害認定を受けた方で後期高齢者医療制度の被保険者となったため	⇒被扶養者がいる場合は資格喪失証明書を交付	★後期高齢者医療被保険者証の写しを提出。 記載の資格取得日が西武健保の資格喪失日となる。	

★注意事項★

任意継続被保険者資格喪失申出書を提出する際は、必ず任意継続の被保険者証等を①は後日、②③④は同時にご返却ください。

①の場合は、喪失日の前日まで被保険者証が使用できます。喪失日以降、被保険者証等をご返却ください。

原則として、任意継続被保険者資格喪失申出書の提出後の取り消しはできません。

②の場合は、就職先の被保険者証の写し（被扶養者分含む）と西武健保の被保険者証等と併せてご返却ください。

③の場合は、各種手続き書類と一緒に被保険者証等をご返却ください。

④の場合は、後期高齢者医療被保険者証の写しと、西武健保の被保険者証等と併せてご返却ください。

※被保険者証・高齢受給者証を紛失した場合は、別途「被保険者証・高齢受給者証紛失届兼再交付申請書」が必要となります。西武健保のホームページから印刷してください。

受付年月日